

議案第1号

理事の選任について

提案理由

本案は、理事1名が欠員となったため、定款第19条第1項に基づき、評議員会において後任の理事を選任いただくものです。

任期 令和3年9月10日から令和4会計年度にかかる定時評議員会まで

社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会定款

(役員を選任)

第19条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

(役員任期)

第23条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。